

農業次世代人材投資資金(経営開始型)について

所得の不安定な若い新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援するための事業です。要件を満たす場合には資金の交付を受けることができますが、必ず交付されるものではなく計画の内容等の審査により予算の範囲内で交付対象者を決定します。また、交付対象者となられた方であっても、次年度以降必ずしも継続して交付を受けられるものではありません。

1. 交付を受けるための要件

- 認定新規就農者であること(市町村で青年等就農計画の認定を受けた者。認定農業者は不可)
- 現在、45歳未満の方で独立・自営就農時の年齢が45歳未満であり、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること
- 以下の5つの要件を全て満たしており、独立・自営就農と認められること
 - ①交付対象者が農地の所有権又は利用権を有している。
(三親等以内の親族から農地の過半を貸借している場合、交付期間中に所有権移転を行うこと)
 - ②交付対象者が主要な機械・施設を所有又は借りている。
 - ③生産物や生産資源等を交付対象者の名義で出荷・取引している。
 - ④経営収支を交付対象者名義の通帳及び帳簿で管理している。
 - ⑤交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している。(税申告を交付対象者本人がしている)
- 親元就農の場合は、上記の①～⑤を満たしており、かつ以下の要件のいずれかが認められること
 - ・親の経営から独立した部門経営を行い、新規作物の導入・経営の多角化等、新規参入者と同等の経営リスクを負う経営開始計画と認められること。
 - ・親の経営に従事してから5年以内に継承し、新規作物の導入・経営の多角化等、新規参入者と同等の経営リスクを負う経営開始計画と認められること。
- 農業経営開始5年後までに農業で生計を成り立たせることが実現可能な経営開始計画を作成すること。(概ね農業所得として250万円以上)
- 人・農地プランに位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実であること、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 生活保護・失業手当等、生活費の確保を目的とした国のほかの事業による給付を受けていないこと
- 農林水産省の「青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)」に加入していること。
- 夫婦で共同経営を開始する場合は、以下の要件が全て認められること。
 - ・家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
 - ・主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。
 - ・夫婦ともに、人・農地プランに位置付けられていること。

2. 交付額・交付期間

◆年間最大 150 万円、最長 5 年間の交付を受けられます

※夫婦で共同経営の場合は、夫婦合わせて年間最大 225 万円(1.5 人分)の交付を受けられます

※経営開始後の前年所得が 100 万円以上 350 万円未満の場合は交付額が変動します

交付金額＝350 万円－(前年所得)×3/5

3. 交付停止となる要件

- 資金を除く本人の前年の所得が 350 万円を超えた場合
- 青年等就農計画等を実行するための適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合
(経営資産の縮小、従事日数が 150 日もしくは 1200 時間未満、農地の遊休化等)
- 交付 3 年目を迎える時点で行われる中間評価において、重点的な指導を実施しても経営の改善が見込みがたいと判断された場合
- 農業経営を中止・休止した場合
- 就農状況報告を行わなかった場合

4. 資金の返還となる要件

- 農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を 5 年間の交付期間中に所有権移転しなかった場合
- 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合
- 交付停止要件に該当した時点で、既に資金の交付の対象期間中である場合
- 虚偽の申請等を行っていた場合

5. 交付決定後の取扱い

◆サポートチームによる訪問(原則、4 月と 10 月に実施)

「経営・技術」「営農資金」「農地」の各課題に相談対応出来る専属担当者(各 1 名ずつ)を定める。
対象者は交付期間中の栽培技術や経営確立に向けた指導や相談を行うことができる。

◆就農状況報告書の提出

給付期間内及び給付期間終了後 5 年間、毎年 7 月末及び 1 月末までに直前の 6 か月の就農状況報告書を交付対象者は提出すること

◆営農状況の確認

経営開始計画に沿って、適切に農業経営が行われているか以下の方法をもって確認を行う

- ・面談 (計画達成に向けた取組状況を確認)
- ・圃場確認 (耕作すべき農地が遊休化していないか、農産物を適切に生産しているか)
- ・書類確認 (作業日誌・帳簿・通帳)

◆事業終了後(交付期間終了後、交付期間と同期間以上の営農期間も含む)、国の会計検査(資金交付が適切であったかの検査)を受けるため、関係書類は 10 年間程度の保存が必要です